

木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会条例

(設置)

第1条 木津川市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置について、子どもたちの未来のために望ましい教育環境を実現するための方向性を見出すことを目的として、木津川市立小学校及び中学校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、教育委員会に答申する。

- (1) 学校の在り方に係る基本的方針に関する事項
- (2) 前号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者を代表する者
- (4) 地域関係者
- (5) 公募により選出された市民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命し、又は委嘱した日から2年とする。

2 委員が欠けた場合は、教育委員会は、補欠の委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事由が生じた場合は、委員を解任し、又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学校教育担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。